

越産第489号

令和3年6月1日

関係各位

越前市長 奈良 俊 幸

(公印省略 産業政策課扱)

回 答 書

北陸新幹線「越前たけふ駅」周辺での越前市版スマートシティ形成に向けた官民連携(PPP)プロジェクトパートナー企業選定に係る公募型プロポーザルについて、実施要領等に関する質問書の提出がありましたので、下記のとおり回答します。

記

- 1 質問及び回答 別紙のとおり

(別紙) 質問及び回答

No	資料名	頁	項目			質問	回答
1	実施要領	1	1	(2)		「なお、選定されたパートナー企業は、本市・地元団体（組織）などと本プロジェクトに係る基本協定を締結し、」とありますが、地元団体（組織）とは具体的にどこを想定されていますでしょうか。	地元団体（組織）とは、南越駅周辺まちづくり協議会を想定しております。
2	実施要領	4	2	(1)	②	【新幹線駅周辺まちづくりガイドライン（抜粋）】の整備方針の「・山と緑の景観軸において緑視率 25%以上の確保」とありますが、景観軸の指定と緑視率の計算方法をご教示ください。	<p>景観軸及び緑視率の計算方法は越前市新幹線駅周辺まちづくりガイドラインに記載のとおりですが、具体的には以下を指します。</p> <p>【景観軸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山と緑の景観軸は、県道南越駅線を指します。 ・風と緑の景観軸は、市道4487号線を指します。 <p>【緑視率の計算方法】</p> <p>まちづくりガイドライン12ページに記載のとおりですが、山と緑の景観軸（県道南越駅線）沿いに立地する施設について、景観軸沿いから見た緑視率（以下の計算式によって求められる）を25%以上とすることが求められます。</p> <p><計算式></p> $\text{緑視率} = \frac{\text{樹木等の立面面積 (m}^2\text{)}}{\text{緑化対象面積 (m}^2\text{)}} \times 100$
3	実施要領	4	2	(1)	②	対象区域に農業振興地域が含まれておりますが、国や県との農振除外に関する協議状況についてご教示願います。	現在のところ、国や県との農振除外に関する協議は行われておりませんが、今後、事業実施計画書を作成する中での具体的な開発内容（範囲等）の検討と合わせて、協議を行う予定です。

4	実施要領	5	2	(1)	②		<p>【インフラ条件等】の高圧鉄塔の位置について、「南越駅周辺まちづくり計画」(P9)で必要離隔距離を確保すれば建築は可能でしょうか。また、土地利用の自由度を高めるため、高圧線の高さの変更や鉄塔の移設について越前市の協力のもと、実行は可能でしょうか。</p>	<p>電力事業者からは、必要離隔距離を確保できれば建設可能と聞いております。高圧線の高さの変更や鉄塔移設の実行可否は現時点で不明ですが、本市が先般実施したサウンディング型市場調査においても、参加事業者から同様の意見が寄せられたことから、今後パートナー企業と連携して、電力事業者との協議を検討してまいります。</p>
5	実施要領	5	2	(1)	③	ウ	<p>「南北に縦断する予定の主要幹線については、都市基盤として市道認定しており、」とありますが、その権原等の考え方についてご教示願います。</p>	<p>市道認定については、令和3年3月越前市議会定例会を経て認定しております。</p>
6	実施要領	5	2	(1)	③	ウ	<p>「南北に縦断する予定の主要幹線については、・・・今後、予備設計等を予定している。」とありますが、PPP事業者との協議を行いながら設計を進めるという認識でよろしいでしょうか。また、整備予算等の考え方をご教示願います。</p>	<p>当該市道は、まちづくりの将来像に合せた道路構造である必要があるため、予備設計に際しては、パートナー企業との対話は必要であると認識しています。また、事業全体の進捗に合せた道路整備が必要であることから、整備年度や予算等につきましては、事業実施計画書の作成過程において協議いたします。</p>
7	実施要領	6	2	(2)			<p>図表5 本プロジェクトの予定において、事業実施計画書の作成とありますが、期間の想定はありますでしょうか？事業実施計画書作成後のプロジェクト推進に係る協定締結の期日はどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>事業実施計画書の作成期間については、パートナー企業との基本協定締結後に地権者・地元、進出企業等との具体的な協議を行い、意見等を確認しながら作成することから、現時点で期間の想定はありません。プロジェクト推進に係る協定締結についても同様に、現時点で具体的な期日は設けておりません。</p>

8	実施要領	6	2	(2)		<p>パートナー企業選定後の事業実施計画書作成に対し、地権者と協議・調整とありますが、個々の地権者全員と協議・調整が前提となるのでしょうか。地元団体が窓口となり、とりまとめ等を行っていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>個々の地権者全員との協議・調整については、お見込みのとおりです。地元団体等がとりまとめ等を行うことについては、地権者・地元等の意向を踏まえ、事業実施計画書を作成する中での開発手法等の検討と合わせて、協議を行ってまいります。</p>
9	実施要領	6	2	(2)		<p>地権者全員と協議・調整が前提となる場合、地権者全員の所在地は明確になっているのでしょうか。</p>	<p>地権者の所在地は、土地登記簿により確認しております。</p>
10	実施要領	13	3	(4)		<p>提案書受付の「オ留意事項」(カ)におけるただし書き以下の提案書類不開示規定ですが、進出企業候補やエンドユーザー等の企業名などはこれに該当しますでしょうか。</p>	<p>該当します。</p>
11	まちづくりガイドライン	8				<p>農政協議上での指導等により、農地的土地利用ゾーンとして確保すべき面積に制約はありますでしょうか。(ゾーンとして〇〇ha以上必要、など)</p>	<p>特に制約はありません。</p>
12	まちづくりガイドライン	24				<p>農用地区域からの除外要件⑤の「農業生産基盤整備事業(土地改良事業等)完了後8年以上経過していること。」について、計画対象エリア内にこの要件を満たさない対象はありますでしょうか。</p>	<p>本プロジェクトの対象区域には、農業生産基盤整備事業(土地改良事業等)完了後8年以上経過していない箇所が含まれます。農振除外にあたっては、関係機関等との協議を行い、農業振興計画(27号計画)への位置付けなど手法等を検討してまいります。</p>
13	様式集	2				<p>ページ番号について、「用紙の最下段中央にページ番号(当該ページ番号/総ページ数)を記載すること。」とありますが、A3判の場合はZ折のため、用紙の最下段右下に記載してもよろしいでしょうか。</p>	<p>差し支えありません。</p>

14	様式集	2				提案書の製本方法はリングファイル製本とさせていただいてよろしいでしょうか。	差し支えありません。
15	様式集					「【様式3-2】事業実績概要書」の項目に「履行期間」と「発注期間」とありますが、両者の違いをご教示ください。	<p>ご指摘の箇所については、誤記ございましたので、下記のとおり訂正いたします。</p> <p>あわせて、ホームページに掲載の様式集を修正いたします。</p> <p><訂正内容> 発注期間→発注機関</p>